

令和 8 年度 第 1 回 志摩市社会教育委員会議 議事要旨

日時：令和 8 年 6 月 30 日(火)

午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

場所：志摩市役所 4 階 401 会議室

事務局より、出席委員が 6 名中 4 名であったため、志摩市社会教育委員に関する条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、本会議の成立が報告された。

1. 教育長挨拶

- ・ 教育長より、今期の社会教育委員を引き受けていただいた御礼と、広範囲に及ぶ社会教育関係事業に対して忌憚のない意見をいただきたい旨が述べられた。

2. 委嘱状交付・自己紹介

- ・ 委嘱状の交付及び各委員、事務局の自己紹介を行った。

3. 志摩市社会教育委員会委員長・副委員長選出

- ・ 志摩市社会教育委員会運営規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、委員長、副委員長が定められた。
(委員長) 西根 隆 委員 (副委員長) 厚見 和人 委員

4. 報告事項

(1) 令和 7 年度社会教育関係事業（実績）の報告について

- ・ 事務局より、令和 7 年度社会教育関係事業の実績報告と説明があり、説明後、質疑応答が行われた。
- ・ 二十歳の集い開催事業に関し、委員より、18 歳新成人に向けてのメッセージ発信の取組状況について質問があり、事務局より、これまで 4 月から 5 月にかけて行っていたが、成人の日に合わせて 1 月に行う予定と回答がなされた。また、委員より、消費生活上における契約や、飲酒・喫煙の年齢制限などに関する注意喚起も含め、今後も継続してメッセージを発信してほしいとの意見があった。
- ・ 青少年育成事業について、委員より、青少年補導センターの合同補導における補導内容について質問があり、事務局より、ええじゃんかまつりにおいて阿児ふるさと公園テニスコート付近で水栓にいたずらをしていた中高生への注意が行われた旨の説明がなされた。また、委員より、学校への連絡の有無について再度質問があり、事務局より、学校への連

絡は行っていないが、小中学校の教員も補導員として同時に確認した旨の説明がなされた。

- 文化財保護一般経費における民俗芸能伝承支援業務委託について、委員より、東海中学校郷土芸能クラブの部員は安乗地区の生徒のみか、また、部員数について質問があり、事務局より安乗地区のみではなく東海中学校として1年生から3年生までの生徒でクラブを構成しており、部員数21人、うち安乗地区が9人、その他の地区が12人と回答がなされた。
- 遺跡発掘調査等事業について、委員より、志島・畔名古墳群が調査対象であるが市内に他に多数ある古墳の調査は今後どうしていくか質問があり、事務局より、来年度に志島・畔名古墳群の調査報告書が完成する予定であるが、現時点では次なる調査対象は決まっていない。調査できる職員が限られているので、調査範囲は限られるが、新たに市で学芸員を採用したことから、これから検討していく旨の回答がなされた。また、調査だけではなく、一部で石積みが崩れている箇所もあるため、修繕を含めた保存も今後の課題である旨の補足があった。さらに、委員より、市内の子ども達にも知ってもらえるとよいと意見があり、事務局より、周知や出前授業などを検討していく旨の回答がなされた。
- 委員より、市内の古墳について個人所有地の見学は可能か質問があり、事務局より、見学希望の際は事務局が調整に入り、事前に所有者に了承を得てから見学希望者に案内をしている旨の回答がなされた。
- 図書館管理運営費について、委員より、市立図書館の池の整備について質問があり、事務局より景観整備については課題として対応を検討する旨の説明があった。また、委員より、管理が大変と思われることや、撤去も手段の一つと意見があった。
- 委員より、地域の民俗的行事が失われつつあるため、後世に残せるような資料の保存を求める意見があり、事務局より、歴史民俗資料館において資料の保存の取組みに力を入れているが、全ては難しい部分もあるということ、また途絶えてしまうと資料として残せない課題がある旨の説明がなされた。また、事務局より、学校再編により校区が広がったことにより、学校教育において地域学習がピンポイントで教えにくくなっているため、学校判断になるが学校に情報提供するのでゲストティーチャーを引き受けていただけるのであればお願いしたい旨の説明があった。
- 委員より、学校に郷土教育資料が保存されていることがあり、廃校となった学校の永久保存の資料は再編後の学校で保存されているのか質問があり、事務局より、再編時に永久保存すべきか精査されることがある

が永久保存の文書は基本的には再編後の学校に保存される旨の説明がなされた。また、委員より、郷土教育資料を作っていない学校もあると思うが、機会があれば確認してほしいと要望があった。

5. 協議事項

(1) 生涯学習講座受講料の増額について

- ・ 事務局より、通年講座の受講料について、現状の 1,500 円から 2,000 円に増額する案について委員に意見を求め、委員より、特に異議はなかったが、受講者減少の懸念について意見があった。

(2) 二十歳の集いの開催時間及び記念写真撮影の変更について

- ・ 事務局より、二十歳の集い式典の開催時間について、現状の午前 10 時 30 分から午後 1 時 30 分への変更案について委員に意見を求め、委員より、参加にあたり早朝からの着付け準備等の負担が軽減すると思われるので、変更案に賛成の意見が述べられた。なお、令和 8 年度の開催に向けては、二十歳の集い実行委員にも本案に対する意見徴収を踏まえて開催時間を決めていく旨の説明が事務局よりなされた。
- ・ 事務局より、記念写真撮影について、現状の各中学校単位での撮影から対象者全員で 1 回撮影する方法への変更案について委員に意見を求め、委員より、特に異議はなかったが、撮影時の整列の手間への懸念について意見があった。
- ・ 委員より、写真の取得方法及び写りたくない参加者への対応について質問があり、事務局より、写真はデータダウンロード形式としていること、また、撮影は任意であり写りたくない場合は入らなくてもよいと回答がなされた。

(3) 公民館使用料における減免基準の見直しについて

- ・ 事務局より、直近の公民館の使用実績により減免対象団体等を整理した基準案について委員に意見を求め、委員より、特に異議はなかった。
- ・ 委員より、減免申請は各公民館で受けるのか質問があり、事務局より、教育委員会事務局で受けるが、減免対象として判断され各公民館に情報共有されている場合は、各公民館で判断されている旨の説明がなされた。

(4) 社会教育施設・文化会館の開館時間に見直しについて

- ・ 事務局より、職員の時間外勤務の縮減や効率的な施設運営の検討として、利用状況を踏まえ、公民館及び陶芸館、文化会館のうち志摩文化会

館及び磯部生涯学習センターの閉館時間を 30 分短縮し、歴史民俗資料館の閉館時間を 30 分もしくは 60 分短縮し、市立図書館については 4 月から 9 月まで閉館時間を午後 7 時としているものを通年で午後 6 時とする案について委員に意見を求め、委員より、特に異議はなかった。また、スポーツ施設については指定管理者制度を導入している施設も含めて短縮せず、阿児アリーナのオーシャンホールもスポーツ施設に準じて、阿児アリーナの閉館時間は現状の午後 9 時 30 分を継続する旨の補足が事務局よりなされた。

6. 事務連絡

- ・ 事務局より、「令和 8 年度三重県社会教育委員連絡協議会ニューズレター No.31」及び「令和 8 年度三重県社会教育委員連絡協議会総会」における被表彰者の報告、「令和 8 年度第 57 回東海北陸社会教育研究大会三重大会」の周知、「令和 8 年度地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座」の案内、「社会教育委員必携」の案内、その他市イベント「安乗の人形芝居舞台内覧会」、「出張！まいぶん祭 2026」の周知がなされた。

○傍聴者なし